



介護保険料の二重納付について

令和2年8月分の介護保険料について、9月11日（金）、生活保護受給者の一部の方に対し、誤って二重納付させてしまったことが判明しましたので、お知らせします。

生活保護受給者の介護保険料については、年金からの特別徴収する方以外は、代理納付※、口座振替又は自主納付で納めていただいています。

今回、令和2年8月分の介護保険料について、代理納付された方（642名）のうち、以前に口座振替の登録をしていた23名について、誤って口座からも引き落としを行い、二重納付となりました。

※ 代理納付 … 保護の実施機関（生活支援課）が、生活扶助費から介護保険料を被保護者に代わって、保険者（介護保険課）に納付すること

【二重納付の内訳】

○対象者 23名

○返還すべき金額 1,760円×22名=38,720円

2,600円×1名=2,600円

計 41,320円

【原因】

通常は、代理納付の消し込み処理後、口座引き落としデータを作成しますが、令和2年8月分の処理については、委託業者が手順を誤って、代理納付の消し込みをしないまま、口座引き落としデータを作成した結果、納付がないものとして口座振替を行い、二重納付が発生しました。また、介護保険課におきましても本業務を委託業者任せになっており、確認を行っていませんでした。

8月5日（水） 生活支援課が代理納付（生活保護費支給日）

8月11日（火） 委託業者による口座引き落としデータ作成
→ 代理納付消し込み作業

8月31日（月） 代理納付対象者の口座から口座振替（保険料口座振替日）

9月11日（金） 過誤納対象者一覧表のチェックから二重納付が判明
対象者へお詫び文を発送

【今後の処理】

対象者へ還付通知書を送付し、速やかに過誤納となった保険料を返金します。

【再発防止策】

委託業者には、手順の徹底を指導します。

介護保険課においても、委託業者が手順どおり実施したか、毎回確認作業を行い、再発防止を図ります。